

4 ビジョン別実施計画

(1) 市民生活の再生

① 基本的な考え方

ア 住宅に関しては、応急仮設住宅や民間借り上げ住宅への入居、住宅の取壊しや再建に係る支援を行ってきましたが、引き続き、被災者のニーズを把握しながら仮設住宅、仮住まいの早期解消に向けた取組みを行います。

イ 被災者の不安を解消するためのメンタル相談や健康指導を進めるほか、子どもの学習環境や子育て環境を整えます。

ウ 地域コミュニティの再生に向けて、コミュニティ施設の再建に取り組むとともに、自治会等に対しての支援を行います。

エ 大洲市の元気活力のため、復興に向けたイベントを開催します。

② 事業メニュー

ア 住宅対策

No.	事業メニュー	概要	期間
1	住家等の浸水等の調査	水害等により被災した木造等住家の浸水深の計測や非木造住家の部位別判定を実施	2018.7～ 2019.8
2	防疫活動(浸水した家屋の消毒等)	浸水箇所と浸水軒数から大きく8つのエリアに分け、大洲市職員のほか、他市町の自治体職員・市内の教職員・自衛隊員の協力を得て被災家屋等の消毒を実施	2018.7～ 2018.11
3	全壊・半壊した家屋等の解体・撤去事業	罹災証明で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定されたものを対象とする。また、罹災証明書が発行されていない空家等であっても、倒壊のおそれがあると認められる場合は対象	2018.8～ 2019.6
4	住宅の応急修理	半壊・大規模半壊(全壊を含む)の被害を受けた住宅に対し、再びその住宅で生活を送ることを目的として、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に補修し、被災者の居住の安定を図る	2018.7～ 期間の延長中
5	市営住宅の復旧・市営住宅等の一時使用	市営住宅の災害復旧工事、市営住宅等の一時使用(最長1年間・使用料減免)を行う	2018.7～ 2019.7
6	応急仮設住宅の供与	住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者の方に対して、愛媛県が一時的な住居を無償提供(徳森仮設団地・大駄場仮設団地)	2018.9～ 2020.9
7	災害公営住宅の検討	一時使用入居者や応急仮設住宅、応急借り上げ住宅等に仮住まいされている方で、自力再建が困難な被災者の新たな住まいの確保を図るため、災害公営住宅の検討を行う	2018.11～ 2019.3
8	人口減少対策	人口流出対策及び定住対策として仮設住宅又はみなし仮設住宅から、2年(仮設住宅等における期限)以内に、市内の民間賃貸住宅に転居する場合、新たに必要な敷金・礼金等を支援する制度を創設する	2019.4～ 2021.3



イ 生活再建支援

No.	事業メニュー	概要	期間
9	被災障がい者訪問支援事業	在宅の被災障がい者に対する個別訪問による早期の現状把握、関係支援機関へのつなぎ等を短期集中的に実施	2018.8.28～ 2018.9.7
10	被災者(主に要フォロー者)健康支援	要支援者の巡回訪問・健康相談、避難所・応急仮設住宅・市営住宅等一時入居者等の巡回訪問・健康相談、在宅避難者の要支援者の確認、通常業務の再開と並行した巡回訪問・相談等	2018.7～ 2020.9
11	被災者見守り・相談支援等事業	仮設住宅等への巡回訪問等を通じた見守り・声かけ、総合相談窓口として生活再建の支援に関する情報提供、被災住民や周辺住民同士の交流促進、関係機関(NPO、自治組織等)との連携	2018.10～ 2020.9
12	被災者生活再建支援制度の推進	被災者生活再建支援法に基づく基礎支援金及び加算支援金を活用した生活再建の支援 愛媛県被災者生活再建緊急支援事業に基づく特別支援金を活用した生活再建の支援	2018.8～ 2021.8
13	要配慮者(高齢者等)への支援(地域包括支援センター)	被災された高齢者等の自宅を訪問し、健康状態、生活問題等において必要な支援の実態を把握し、適切なサービスに繋げていく	2018.7～ 2023.3
14	被災した子どもへの心のケア(特別巡回相談)	身体的・精神的な不調を訴える子どもに対し、早期に子どもの状態に気づき対応するため、教職員の研修を行うとともに、子どもたちの心のケアを行うため、専門的知識を持った相談員による特別巡回相談等を実施	2018.7～ 2024.3
15	被災した児童生徒へ就学援助	経済的理由により就学が困難となる幼児、児童及び生徒の保護者に対して、就学援助制度を活用した支援	2018.12～ 2019.3
16	災害援護資金・被災者特別援護資金の貸付け	対象となる世帯の申請により、罹災状況に応じた上限額までの貸付け及び災害援護資金の対象となることができない世帯に対する貸付けの実施	2018.7～ 2018.12.28
17	介護保険料の減免	被災された方の被災状況に応じ、介護保険第1号被保険者の介護保険料の減免	2018.7～ 2019.2
18	後期高齢者医療に係る保険料減免	被災された方の被災状況に応じて、保険料を減免	2018.7～ 2019.3
19	国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る患者一部負担金の免除	被災された方の被災状況に応じて、患者一部負担金を免除	2018.7～ 2019.2
20	介護サービス利用料の免除	被災された方の介護サービス利用料の免除措置	2018.7～ 2019.3
21	市税の減免等	罹災証明で「半壊」以上の判定となった方、空き家の所有者で床上浸水となった人、共同住宅の所有者などに対する減免措置	2018.7～ 2019.8

ウ コミュニティの再生

No.	事業メニュー	概要	期間
22	集会所の修繕	＜市立集会所＞ 業者不足による修繕の遅れが予想されることから、仮設集会所の整備に対して補助制度を創設し、市外業者等を活用しながら、可能な限り早い復旧修繕を図るとともに、集会所のみの部分修繕発注により、住民が集まる場所の確保を図る ＜地区集会所＞ 地区の意向に応じて被災箇所の修繕に必要な経費に対して補助金を交付し、迅速な復旧を支援する	2018.7～ 2019.12
23	菅田地区子ども・地域交流広場の復旧	災害ゴミの仮置き場として使用され、施設の一部が損壊したため復旧	2018.8～ 2018.11
24	自治会等活動に対する支援	必要な支援策を講じるため、各自治会に対して被災状況等を含めた調査を行い、調査結果を踏まえて、自治会等活動の早期再開を図るよう支援策を講じる	2018.12～ 2020.3

(2) 生活基盤の再生

① 基本的な考え方

ア 災害に強いまちづくりの根幹となる道路や河川、上水道、下水道などの早期本格復旧を進めます。

イ 大洲市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方を十分考慮しつつ、公共施設等の早期復旧、機能回復に取り組みます。

ウ 災害に強い情報通信網の再整備を進めます。

② 事業メニュー

ア 道路・河川等の復旧

No.	事業メニュー	概要	期間
25	国補災害 公共土木施設災害復旧事業	河川 14箇所、道路 82箇所	2018.7～ 2021.3
26	国補災害 公共土木施設災害復旧事業 (大成橋)	大成橋流失 被害報告額 1,000,000千円 L=117.7m 車道W=4.0m 歩道W=2.0m	2018.7～ 2021.3

イ 上下水道等の復旧

No.	事業メニュー	概要	期間
27	公共下水道施設災害復旧事業	柚木マンホールポンプ制御盤冠水により電気機器類が破損し、応急的に仮設制御盤で稼働させているため、本復旧工事を実施し既設制御盤と同等の機器を設置する	2018.7～ 2019.3
28	農業集落排水施設災害復旧事業	処理場制御盤及びマンホールポンプ制御盤冠水により電気機器類が破損し、応急的に仮設制御盤で稼働させているため、本復旧工事を実施し既設制御盤と同等の機器を設置する	2018.7～ 2019.3
29	水道施設の本復旧	上水道施設8箇所、簡易水道施設8箇所の応急仮復旧については緊急に対応し、市民生活への影響を最低限度に留め、本復旧を進める	2018.7～ 2020.3

ウ 公共施設等の復旧・機能回復

No.	事業メニュー	概要	期間
30	総合福祉センターの復旧	床上浸水(32cm)による電話設備、下水施設、地下灯油タンク、空調、エレベーター等施設の復旧	2018.7～ 2019.3
31	公園施設の早期復旧	ふれあいパーク、肱川緑地(肱南ピクニックランド、畑の前河川敷広場)の復旧	2018.12～ 2019.3
32	肱川支所庁舎の復旧	床上浸水(424cm)による2階事務所(床上90cm)等の復旧	2018.7～ 2018.12
33	肱川保健センターの復旧	2階床上浸水(40cm)による事務室等の復旧	2018.10～ 2019.3
34	肱川基幹集落センターの復旧	床上浸水(280cm)による事務室等の復旧	2018.10～ 2019.3
35	公民館災害復旧事業	床上浸水による久米・菅田・肱川・白滝公民館柴分館の復旧	2018.7～ 2019.3
36	図書館および肱川分館災害復旧事業	図書館床上浸水(10cm)、肱川分館床上浸水(270cm)により被災したことからの復旧	2018.7～ 2019.3
37	災害廃棄物仮置場復旧事業	第1仮置場(大洲市環境センター)、第2仮置場(森林公園)、第3仮置場(八幡浜大洲運動公園野球場)、(八幡浜大洲運動公園自由広場)、第4仮置場(八幡浜大洲運動公園陸上競技場)、第5仮置場(高砂運動場)の復旧	2019.1～ 2021.3
38	都市公園肱川緑地多目的グラウンド災害復旧事業	グラウンドが浸水し、大量の真砂土が流出し、全体的にグラウンドが波打っており、管理道との接合部分は段差が生じ、大変危険な状態であることからの復旧	2018.7～ 2019.3
39	都市公園肱川緑地河川敷グラウンド災害復旧事業	グラウンドが浸水し、大量の真砂土が流出し、全体的にグラウンドが波打っており、場所によっては下地が見える状態であることからの復旧	2018.7～ 2019.3
40	予子林体育館裏法面崩土除去事業	体育館敷地裏側の法面が崩落し、近隣の農地に土砂が流入したことからの復旧	2018.7～ 2019.3

No.	事業メニュー	概要	期間
41	肱川農業者トレーニングセンター災害復旧事業	床上浸水(120cm)により被災したことからの復旧	2018.7～ 2019.4
42	大成体育館災害復旧事業	床上浸水(220cm)により被災したことからの復旧	2018.7～ 2019.6
43	柴体育館災害復旧事業	床上浸水(60cm)により被災したことからの復旧	2018.7～ 2019.6
44	下石丸ふれあい広場災害復旧事業	鹿野川ダム直下のグラウンドは、直接ダム放流の影響を受け、トイレ及び倉庫棟の設備のみでなく、グラウンド表面も流出したことからの復旧	2018.7～ 2020.3
45	高砂運動場災害復旧事業	浸水により、両翼ネットフェンス、バットイングゲージ、トイレ施設等が破損し真砂土及び備品倉庫4棟も流出、また、発災後は、災害廃棄物仮置場(第5仮置場)として使用したことからの復旧	2018.7～ 2019.3
46	大洲城遺物整理事務所災害復旧事業	肱川町名荷谷に所在する埋蔵文化財の収蔵施設が天井まで冠水し、天井・扉・窓ガラス、室内の収納棚・書棚などが多数破損したほか、保管していた埋蔵文化財・書類・写真・書籍等も水損したことからの復旧	2018.7～ 2020.3
47	大成ふれあい広場災害復旧事業	浸水により、汚泥の堆積や立木等が散乱し、フェンスの一部、国旗掲揚台ポールも破損、また、発災後は、災害廃棄物仮置場(第2指定搬出場所)として使用したことからの復旧	2018.7～ 2019.3
48	八幡浜・大洲地区運動公園復旧事業	災害廃棄物の仮置場からの復旧	2019.1～ 2021.3
49	被災した保育所の復旧	床上浸水による白滝保育所の復旧・再開、肱南・三善・大成保育所は「(仮)保育所再編計画」を平成30年度中に策定	2018.7～ 2024.3
50	学校施設災害復旧事業	床上浸水等により2幼稚園、4小学校、2中学校が被災したことからの復旧	2018.7～ 2019.2
51	肱川中学校施設整備事業	特別教室棟(140cm)及び屋内運動場(140cm)の床上浸水、運動場の冠水ほかによることから復旧・改築整備	2018.7～ 2024.3

エ 社会基盤の整備

No.	事業メニュー	概要	期間
52	公共交通の維持・確保	被災により交通手段の確保が困難な地域については、道路通行制限等の条件に応じて、公用車やリース車両を活用し、交通手段の確保を図る 被災地の交通利便性の確保・向上に向けて、地域公共交通網形成計画に基づき、幹線の維持・確保及び支線の見直しを進める 鹿野川バス待合所(交通結節点)については、鹿野川地区整備計画に合わせてバス停の位置等を検討し、必要に応じて整備を進める	2018.7～ 2024.3
53	市内高速情報通信網(光回線)の整備の検討	各地域によって様々な通信環境であり、地域の復興のために、全域で光通信が可能となる通信網を検討する。 今後も、発生が懸念される災害に備えるために、災害に強い通信基盤の整備が必要であり、民間通信事業者による通信網の確立を目指す	2018.7～ 2024.3



(3) 経済・産業の再生

① 基本的な考え方

- ア 基幹産業である農林業の復興を図るため、農地等の生産基盤の早期復旧や地域に適した振興策を推進するとともに、経営再建に対する支援を行います。
- イ 被災によって縮小した経済活動の復興と雇用の維持・創出を図るため、被災企業の早期の事業再開や地場産業の潜在力を活用した新たな産業の創出などを支援します。
- ウ 観光資源の復旧・再整備や各種イベントの復活を目指すとともに、新たな視点での観光資源の開発に取り組みます。

② 事業メニュー

ア 農林水産業の再生・再興

No.	事業メニュー	概要	期間
54	被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金	国、県、市が連携して、農業経営者の農業施設(ハウス等)、機械等の修繕・更新等を支援する制度を創設し、農業経営者の生産・経営の早期再建と営農の安定化を図るため、復旧・復興に要する経費の補助を緊急的に実施	2018.9～ 2019.3
55	平成30年7月豪雨被災農林漁業者特別援護資金貸付事業	農林漁業用財産に被害を受けた方の、事業再建のため低利の融資制度を創設	2018.9～ 2019.3
56	豪雨被害農業共同利用施設整備事業	国・県・市が連携して、被災した農業の共同利用施設等の修繕及び再取得、被災施設で集荷する農作物を周辺施設へ輸送する経費、手選果等の作業労賃など、復旧までに要する経費の補助を緊急的に実施	2018.9～ 2019.3
57	大谷地区省エネルギーモデル温室の復旧	管理棟敷地崩壊等による各施設の復旧	2018.10～ 2021.3
58	農林水産業基盤の早期回復	農地、農業用施設、林業施設、漁港施設の被害に対して、国補災害復旧事業及び市単独災害復旧事業、単独林道災害復旧事業補助金にて対応	2018.7～ 2021.3
59	被災農林漁業者向け経営体育成支援事業	市内農林漁業者を幅広く支援するため、国・県事業の要件に満たない事業者に対して、施設(ハウス等)や機械等の修繕・更新に係る費用の一部を補助する事業を創設し、農林漁業者の生産・経営の早期再建と営業の安定化を図るため、復旧・復興に要する経費の補助を緊急的に実施	2018.9～ 2020.3
60	豪雨被害営農継続緊急支援事業	県、市、JAが連携して、被災農作物の樹(草)勢回復・植え直しなどを支援する制度を創設し、農作物の樹(草)勢回復・防除等や植え直しの支援、コンバインや乾燥調整施設等が被災した場合の収穫調整作業の委託又は代替機械の導入の支援など、被災した圃場の復旧支援を応急的に実施	2018.9～ 2019.3
61	豪雨被害営農再開緊急支援事業	国・県・市が連携して、被災農作物の次期作等に必要な種苗など消費材や、作物転換などの必要な生産資材の購入、農業用機械リース導入、堆肥等の追加的な投入など、復旧に要する経費の補助を緊急的に実施	2018.9～ 2019.3
62	豪雨被害畜産担い手緊急支援事業	国・県・市が連携して、畜産農家の早期復旧を図るため、施設及び機械等の修繕・再建、資材の購入、施設内の地盤崩落箇所等の修復に係る作業委託等、復旧・復興に要する経費の補助を緊急的に実施	2018.9～ 2019.3
63	農業における生鮮物流の強化支援	災害時でも機能し得る、既存の物流ルートとは異なる物流システムについて、検証・整備していく	2018.7～ 2024.3

イ 商工業の再建支援

No.	事業メニュー	概要	期間
64	市単独災害復旧支援事業補助金	復興した施設・設備等の修繕・購入補助	2018.7～ 2019.3
65	市単独災害復旧資金利子補給	復興に向けて災害関連対策融資制度から借入れた融資の利子補給	2018.7～ 2030.3
66	グループ補助金の円滑な活用	国の支援制度で、複数の中小企業・医療法人等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、申請窓口となる愛媛県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を補助	2018.8～ 2019.3
67	きらめく大洲支援PTによる支援(グループ補助金に係るグループ形成支援)	支援機関である商工会議所、商工会、各金融機関、市及び国・県が連携し、相談窓口を設置、グループ補助金に係るグループ形成をサポートし、被災事業者の早期復興を支援	2018.7～ 2020.3
68	企業用地の確保と企業留置	水害によるリスクを回避するため、移転を検討する企業及び今後予定される堤防整備により移転を余儀なくされる企業に対する事業用地の確保	2018.7～ 2021.3
69	事業承継(創業支援)の強化	支援機関である商工会議所、商工会、各金融機関、市及び県産業振興財団等が連携し、後継者不在の事業者等を調査、個別相談に応じながら、若い創業の芽を取り込む形で事業承継を活性化	2018.7～ 2023.3
70	肱川商業集積施設の復旧	床上浸水(200cm)による各施設の復旧	2018.7～ 2019.3

ウ 観光の再興

No.	事業メニュー	概要	期間
71	観光施設等復旧事業	浸水被害を受けた清流の里ひじかわ、うかいレストプラザ、如法寺河原公衆便所、トイレカー及び土砂災害を受けた鹿野川荘の復旧・更新	2018.7～ 2019.2
72	観光イベント再開事業	うかい事業は、仮設乗船場を整備し8月7日から再開 いもたき事業は、如法寺河原が土砂の堆積により使用出来ないため、会場を肱川緑地公園に変更し9月7日より開催(開催期間に変更無し)	2018.7～ 2018.9.7
73	大洲家族旅行村オートキャンプ場運営再開事業	キャンプ場への進入道である市道富士山1号線が土砂災害により通行不能のため、復旧するまでの間における施設管理道を利用した運営の検討・準備	2018.7～ 2020.3
74	着地型観光振興のための拠点の形成	県都・松山を訪れる観光客並びに東・中予の住民を当地域へ誘引するための拠点整備について、県・南予各市町等とも協調しながら検証・整備していく	2018.7～ 2024.3
75	市観光まちづくり戦略推進事業・市地域未来投資促進事業	観光まちづくり戦略推進事業(南予博NEXT・DMO設立等)及び市地域未来投資促進事業(歴史的資源を活用した観光まちづくり)を一層推進し、復興のひとつの道標として、また政府等との連携受け皿事業として、事業を推進	2018.7～ 2024.3

(4) 防災力の向上

① 基本的な考え方

- ア 激甚災害対策特別緊急事業等の推進により治水対策の強化を図ります。
- イ 地域防災計画及び地域強靱化計画の見直しを行います。
- ウ 災害時の多様な情報伝達手段の確保と連絡体制の強化を図ります。
- エ 市民の防災意識の啓発や自主防災組織の育成を図ります。
- オ 今回の災害を記録として残し、今後の災害への教訓とします。

② 事業メニュー

ア 防災対策の強化

No.	事業メニュー	概要	期間
76	避難判断基準の見直し	現行の避難判断基準については、明確な基準がなかったり、水位による判断のみとなっているため、ダム放流量等による基準の設定や、地域の追加などについて検討を行い、避難判断基準の見直しを図る	2018.10～ 2019.3
77	防災行政無線の修繕及びデジタル化による整備	水没した防災行政無線の各機器の修繕を図るとともに、肱川・河辺地区の防災行政無線のデジタル化による整備促進、戸別受信機の配付など各戸の聞き取り環境の改善を図る	2018.8～ 2022.11
78	多様な情報伝達手段の確保	現在の防災行政無線、防災メール、テレビ・ラジオ、消防団等による伝達手段に加え、より確実に住民へ災害情報が伝えられる手段を検討する	2018.10～ 2021.3
79	消防団への連絡体制の見直し	災害対応に当たる消防団の全ての団員まで、連絡及び情報が行き届かない事態の改善を図るため、全団員への一斉メールや無料アプリ等を活用した情報伝達手段を検討する	2018.10～ 2019.3
80	国・県による河川激甚災害対策特別緊急事業への協力・支援	国及び県による概ね5年間で緊急的に再度災害防止対策を図る河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）を円滑に実施するため、用地事務や地元調整等の協力・支援	2018.10～ 2024.3
81	肱川減災対策計画（内水対策）の見直し	現在の減災対策計画は、近年の大規模洪水となった平成16年、17年、23年の同規模洪水の再度災害防止を目標として、国、県、市がそれぞれの取組を行うため策定されているが、今回の豪雨災害を受けて、洪水規模に合わせた抜本的な見直しを図る	2018.10～ 2024.3

イ 地域防災計画等の見直し

No.	事業メニュー	概要	期間
82	地域防災計画等の見直し	今回の災害における教訓や防災対応の検証を行い、地域防災計画、地域強靱化計画、各種マニュアルなどの見直しを図る	2018.10～ 2021.3

ウ 地域の自主防災力の向上

No.	事業メニュー	概要	期間
83	自主防災組織の育成強化	今回の災害において、自主防災組織が機能しなかったところもあるため、その原因を把握し、解消に努め、防災研修の実施などによる育成強化を図る	2018.10～ 2024.3
84	防災意識の啓発	今回の災害からの教訓・記憶を風化させず後世に伝え、将来の災害において、市民の命を守る安全な地域づくりを進めるため、ハザードマップの配布及び公共施設への浸水深の表示に加え、地区防災計画の策定を推進し、市民の防災意識の向上を図る	2018.10～ 2024.3
85	自主防災組織、自治会、消防団による広報及び連絡体制の強化、見直し	携帯電話や防災行政無線等以外の伝達手段を探る一方で、自主防災組織、自治会、消防団による広報及び連絡体制の強化、見直しを図る	2018.10～ 2020.3

エ 災害の記録化

No.	事業メニュー	概要	期間
86	災害の記録化	今回のような大規模災害が発生した場合でも、迅速で適切な対応がとれるよう、今回の災害対応の記録化を図る	2018.10～ 2024.3
87	「平成30年7月豪雨災害記録誌作成」事業	今回の災害について、被害状況や初期対応、復旧の取り組みを記録し、次世代に伝承し、併せて防災、減災に活用ができるよう、災害記録誌を作成	2018.10～ 2020.3
88	浸水深の表示	今回の災害からの教訓・記憶を風化させず後世に伝え、将来の災害において、市民の命を守る安全な地域づくりを進めるため、公共施設への浸水深の表示し、市民の防災意識の向上を図る	2018.10～ 2020.3